

令和2年3月3日

報道関係者各位

放課後児童会会員以外の児童・生徒の自宅待機が 困難なご家庭への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止、児童生徒の健康安全を守るために、令和2年3月2日より自宅待機の対応をしております。しかし、ご家庭によっては、保護者がやむを得ない事情のため、自宅待機が困難である場合があります。それを受け、【学校における受け入れ】及び【放課後児童会の緊急入会措置】について、次のとおり対応いたします。

【学校の受け入れ】

対象学年	小学校全学年在籍児童、中学校特別支援学級在籍生徒
対象	保護者がやむを得ない事情のため、自宅待機が困難である児童生徒 (児童は放課後児童会会員以外)
申し受け先	各所属小学校・中学校
受付開始日	小学校: 令和2年3月2日(月)メール配信後(毎日午後4時30分まで) 中学校: 令和2年3月3日(火)学校から各家庭に連絡する。
利用開始日	小学校: 令和2年3月3日(火) ※3月3日(火)は調整日と考えており、3月3日の利用がどうしても必要な事情がある場合のみ、学校が判断し受け入れる。 中学校: 令和2年3月4日(水)
利用時間	午前8時から午後3時まで(土曜、日曜、祝日、卒業式を除く)
持ち物	自習するための学習用具、弁当、水筒、上履き 利用時間、利用理由を書いた連絡帳、検温カード
その他	① 利用時間内での特別な時間の登下校は、送り迎えとする。 ② 自学を中心とする。 ③ 児童生徒、教職員に感染者が出た場合には、対応を停止する。

<問い合わせ先> 学校教育部学校教育課
担当: 本間千佳子(課長)
電話: 047-451-1133



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

【放課後児童会の入会 緊急措置】

令和2年3月1日時点において、放課後児童会に入会していない以下の御家庭への緊急措置として、次のとおり放課後児童会の入会を受け付けます。

対象	同居の保護者が就労している以下の御家庭 ① 児童(1～3年生)の自宅待機が難しいフルタイム勤務相当の御家庭 ② 特別な支援を要する児童(1年生～6年生)を養育している御家庭
申請受付期間	令和2年3月3日(火)～
申請時間	午前8時30分から午後7時まで(土曜・日曜・祝日を除く) (午後5時以降の申請の場合は要電話連絡)
申請場所	習志野市役所2階 児童育成課窓口
申請書類	入会申請書、利用時間確認書、在職証明書(後日提出可)
利用期間	令和2年3月3日(火)から令和2年3月31日(火)まで(日曜・祝日を除く)
費用	月額8,270円 (利用日数に関わらず、一律。なお、所得状況及びきょうだいの同時入会による減免制度有)
持ち物	弁当、水筒、おやつを持参。その他児童会によって異なる。

<問い合わせ先> こども部児童育成課
担当: 芹澤 佐知子(課長)
電話: 047-453-7379